

鶴岡市農業委員会第 18 回西部農地部会議事録

日 時 場 所	令和 7 年 5 月 15 日 (木) 午後 1 時 30 分 鶴岡市藤島庁舎 大会議室
出 席 農業委員	2 番 阿部 晃士 3 番 石塚 治己 4 番 佐藤 晃 5 番 荻原 優太 6 番 松本 典子 7 番 鈴木 敏徳 8 番 田澤 幸弘 9 番 佐藤 泰仁 10 番 原田 政幸
出 席 推進委員	1 番 渡部 信子 2 番 齋藤 靖 4 番 齋藤 潤子 5 番 小南 賢史 6 番 榎本 勝 7 番 吉住 喜之 8 番 長谷川 浩之 9 番 佐藤 圭介 10 番 野村 仁 11 番 池田 賢成 12 番 小林 節徑 13 番 田村 亮真 14 番 佐藤 宣夫 15 番 本間 長志 16 番 伊藤 貢
遅参委員	なし
早退委員	なし
欠席委員	1 番 五十嵐 覚 委員 3 番 須田 進二 推進委員
事 務 局	局長 黒井 布美 主査 工藤 仁 専門員 照井 明嗣 主事 奥山 立 主事 齋藤 静 主事 佐藤 優羽 主事 長堀 亜由 鶴岡分室主査 村田 直樹 温海分室主事 牧 一希
議事日程	1. 開会 2. 議事録署名委員の選出 3. 会期の決定 4. 報告 5. 議事 6. 閉会
	開 会 午後 1 時 30 分
議 長	本日の欠席届は、1 番 五十嵐覚委員、3 番 須田進二推進委員であります。遅参、早退はおりません。定足数に達しておりますので、只今より第 18 回西部農地部会を開会します。 はじめに、議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は鶴岡市農業委員会総会及び部会会議規則第 24 条第 3 項の規定により議長において指名いたしますが、ご異議ありませんか。
	(異議なし)
議 長	異議ないものと認め、2 番 阿部晃士委員、3 番 石塚治己委員を指名いたします。次に会期の決定を行います。本部会の会期は本日一日限りしたいと思います、ご異議ありませんか。
	(異議なし)

議 長	異議なしと認め、本部会の会期は本日一日限りと決定いたします。 それでは、報告事項に入らせていただきます。
議 長	報告第 1 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出について
	報告第 2 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について
	報告第 3 号 農地法第 5 条の規定による届出について
	報告第 4 号 農地利用集積等促進計画の許可について
	事務局の説明を求めます。
事 務 局	(説 明)《報告第 1 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出について》
	(説 明)《報告第 2 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について》
	(説 明)《報告第 3 号 農地法第 5 条の規定による届出について》
	(説 明)《報告第 4 号 農用地利用集積等促進計画の許可について》
議 長	報告事項であります、皆さま質問はございませんでしょうか。
	(発言者なし)
議 長	報告事項ですので、なければこれより議事に入ります。議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について、事務局の説明を求めます。
事 務 局	(説 明)《議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について》
議 長	担当委員からの現地調査報告を求めます。鶴 7 から鶴 12 まで順にお願いします。3 番石塚治己委員。
3 番委員	3 番石塚です。私の方からは鶴 7、鶴 8 について報告したいと思います。初めに鶴 7 ですが、この譲受人の方はニンニクを作っている方でありまして、無農薬で栽培をしております。申請地の取得により、隣接する耕作地と一体的な利用ができることから、譲受人の要望により売買するものであります。農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため許可相当と判断しました。続きまして鶴 8 ですが、この譲受人は杉の苗を栽培している方です。自宅のすぐ横の借り畑として利用していたものを購入して自分の栽培に活用したいとのことで、譲受人の要望で売買するものです。農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため許可相当と判断しました。以上です。
議 長	続きまして鶴 9。
11 番 推進委員	11 番池田です。鶴 9 の案件ですが、この株式会社フクモトというのは令和 7 年 1 月に法人化しております。それまで耕作していた刈谷梨 1.3 ヘクタールに加え、4 月に法人名義で酒田市の砂丘畑 2.1 ヘクタールを取得済みです。この申請地は労力不足により管理・耕作されていない状況から無償で農地処分を行うものです。今は雑木などが伐採整備され耕作できる状態となっていて、取得後はネギを栽培予定とのことでした。法人の概要については別紙 2 の新規に農地の借り入れを行う法人の概要を参考にしてください。以上のことから農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため許可相当と判断しましたので報告いたします。
議 長	鶴 10。
12 番 推進委員	12 番小林です。鶴 10 の案件ですが、受人は 4 月から新規就農されるということで 3 月部会にて 1 件農地を新しく借用しておりますが、追加でまた農地を借りるということでした。里芋・ネギ等をつくるそうです。以上のことから農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないと判断いたしました。

議 長	鶴 11. 12。
9 番 推進委員	9 番佐藤です。鶴 11. 12 の案件について説明します。申請地は借受人の自宅から近く、また隣接する自作地と一体的な利用ができることから、借受人の要望により申請するものです。農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため許可相当と判断します。鶴 12 のほうも同様の理由で許可相当と判断します。
議 長	それでは審議に入ります。質疑のある方は、挙手願います。石塚委員。
3 番 委 員	3 番石塚です。鶴 11. 12 の案件は、私の案件でありますので、退室を申請いたします。
議 長	退室を許可します。
	(3 番委員 退室)
議 長	それでは、鶴 11. 12 についてのみ、審議を行います。質疑のある方は、挙手を願います。
	(発言者なし)
議 長	質疑がないようですので、鶴 11. 12 についてのみ、採決を行います。議案第 1 号の鶴 11. 12 について、賛成委員の挙手を求めます。
	(全員賛成)
議 長	全員賛成により、議案第 1 号の鶴 11. 12 については、議案通り決しました。石塚委員の入室を許可します。
	(3 番委員 入室)
議 長	それでは、鶴 7. 8. 9. 10 について審議に入ります。質疑のある方は、挙手を願います。
	(発言者なし)
議 長	ないようですので、質疑を終結し、採決を行います。議案第 1 号の鶴 7. 8. 9. 10 について、賛成委員の挙手を求めます。
	(全員賛成)
議 長	全員賛成により、議案第 1 号の鶴 7. 8. 9. 10 について、議案通り決しました。続きまして、議案第 2 号 非農地証明願について、事務局の説明を求めます。
事 務 局	(説 明) ≪議案第 2 号 非農地証明願について≫
議 長	現地調査報告をお願いします。齋藤靖推進委員。
2 番 推進委員	2 番齋藤です。申請地は日東道三瀬インター南側の山中にある土地 4 筆で、登記地目が田、台帳地目が田の 2 筆と登記地目が山林、台帳地目が畑の 2 筆となっています。昭和 45 年頃より不耕作とのことで、航空写真では現況森林の様相になっており、農地ではないと判断しました。現地確認が困難なことから、航空写真での確認になります。
議 長	それでは、審議に入ります。質疑のある方は、挙手願います。
	(発言者なし)
議 長	ないようですので、質疑を終結し、採決を行います。議案第 2 号 非農地証明願について、賛成委員の挙手を求めます。

	(全員賛成)
議 長	全員賛成により、議案第 2 号 非農地証明願については、議案通り決しました。 以上で、本日の審議はすべて終了しました。 これにて、第 18 回西部農地部会を閉会します。
	閉 会 午後 2 時 00 分

	議 長 <u>原 田 政 幸</u> 議 事 録 署名委員 <u>阿 部 晃 士</u> 議 事 録 署名委員 <u>石 塚 治 己</u>
--	---